

「学校法人ガバナンス改革に関する主な論点」に対する意見

令和4年2月3日

日本私立短期大学協会

学校法人ガバナンスの在り方に関して、その改善策を不断に検討し、より良い私立学校の実現に向けて様々な改革を推し進めることは、本協会としても重要なことと考える。

しかしながら、学校法人ガバナンス改革会議による報告「学校法人ガバナンスの抜本的改革と強化の具体策」(令和3年12月3日)には、多くの問題点がある。そもそもガバナンス機能を確実に発揮するために、社会福祉法人や公益社団・財団法人などの他法人制度を学校法人に適用させること自体に無理があると考え。学校法人の目的である教育・研究には多様性が求められるものであり、また人間の価値形成そのものが一片の概念だけで作られるものではない。私立学校には、創設の目的、建学の精神、設立の経緯や歴史、文化などが個々にあり、数多くの種類や多様性に溢れている。他法人もそれぞれに目的があって運営されているが、学校法人のように教育・研究や人間の価値形成を目的としているわけではない。目的が違う他法人制度を学校法人に一律に課したところで、ガバナンス機能が確実に発揮されるのか甚だ疑問である。

学校法人制度改革特別委員会においては、これまでの学校法人制度の歴史の中で蓄積されてきた知見を活かし、私立学校の特性である個性や特色の多様性を健全に発展する改革が進められる議論を期待したい。

論点に対する本協会の意見は以下のとおりである。

0. 総論

0-1 学校法人ガバナンス改革会議(以下「改革会議」という。)では、「理事長、理事、学長などの執行部門が機動性をもって執行する一方で、独善に陥ることなく広く社会にその姿勢を理解されるためには、法人内部の諸機関による監視・監督の体制が十二分に整備・強化される必要がある」とされているが、所轄庁の介入に頼ることなく、法人の自律的な運営改善能力を高めることは重要ではないか。

(意見) 所轄庁の介入に頼ることなく、学校法人の自律的な運営改善能力を高めることは、極めて重要である。また、社会の状況や学校法人が置かれた環境が急変する現代にあっては、「執行部門が機動性を持って執行する」ことが肝要であり、それをサポートするための法体系が必要である。一方で、「法人内部の諸機関による監視・監督体制」の整備・強化も重要であるが、相互けん制が効き過ぎることにより、機動的な意思決定が阻害されないように配慮が必要である。

0-2 理事会・評議員会の関係については、改革会議では、執行の監視・監督の機能強化のため、評議員会を「最高監督・議決機関」とし、万能の決定権限を付与することとされているが、理事会が意思決定・執行監督機関、評議員会が諮問・審議機関であるという経緯を踏まえ、理事会・監事において監視・監督の機能が健全に発揮されない場合に、評議員会が合理的な監督権限を段階的に行使できるようにすることについてどう考えるか。

(意見)「合理的な監督権限」や「段階的」の内容が明確ではないため、その賛否についての判断は難しいが、評議員会を最高監督・議決機関とすることには反対であることから、指摘の考え方は現実的である。あくまでも理事会や監事において監視・監督の機能が健全に発揮できるよう制度を整えるべきであり、評議員会に監督権限を与える場合には、監事と共同で行使できるシステムを構築することなどが考えられる。併せて、評議員会を監督する機関の整備、監事との役割分担の明確化、監事の選解任について慎重に考える必要がある。

1. 理事・理事会

(1) 理事会の権限等

1-1 理事長の選定・解職を理事会の権限としてはどうか。

※現行は、寄附行為の定めるところによる。

(意見) 理事長の選定・解職を理事会の権限とすることについて異論は無い。

1-2 評議員会の意見聴取事項、校長その他の重要な職員の選解任、内部統制システムの整備等について、理事への委任を禁止することを法律に明記するべきか。

※現行は、特に規定がない。

(意見) 理事への委任禁止事項については、必要な場合のみ寄附行為への記載で良いと考える。

(2) 選解任、適格基準

1-3 理事の選解任について、寄附行為において評議員会その他の選任機関を定め、選解任に関する選任機関の責務を明確にすることとしてはどうか。

※現行は、設置する学校の校長、評議員のうちから寄附行為の定めるところにより選任された者、その他寄附行為の定めるところにより選任された者。

(意見) 理事会の「選任機関」については具体的なイメージ示す必要があるが、現行法では、理事の選任は校長や評議員のほか寄附行為で定められた者となっており、多様性が担保されている。そのため、法改正の必要性を感じないが、理事の評議員兼職が禁止された場合には、多様性担保のために選任機関に理事会を参画させることが必要だと考える。

なお、理事の解任については、現行と同様で問題ないと思うが、評議員会選出理事に解任権を限るとすることも考えられる。また、評議員会に理事解任権を

与えることは反対であるが、理事会に対して解任の動議を行える仕組みは必要と考える。選任機関の場合は、理事会への解任請求を行えることは必要であるが、議決による解任権を与えることは、理事会へのけん制が効き過ぎるため慎重であった方が良く考える。

- 1-4 理事の解任について、解任事由をどう考えるか。また、解任事由があるときには、選任機関が解任の権限を有することを前提に、評議員会が選任機関に解任を請求したり、監事が選任機関に意見陳述したりできるようにしてはどうか。その上で、理事の不正行為等の重大事実があったにもかかわらず、解任請求後一定期間内に選任機関による解任がされないような場合に、評議員による役員解任の訴えを認めてはどうか。

※現行は、特に規定がない（寄附行為の記載事項）。

（意見）評議員会に理事解任の権限を与えることは反対であるが、理事会に対して解任動議を行うことは必要と考える。選任機関の場合は、理事会への解任請求権を与えることは必要と考えるが、議決による理事解任権を行使できるのは、評議員会選出理事のみに限定するなど慎重であった方が良く考える。

- 1-5 校長の職に関連付けて理事として法人の業務にも関与させるという現在の校長理事の制度について維持すべきか。校長理事でも解任事由のあるときは理事として解任できるようにすることをどう考えるか。

※現行は、設置する学校の校長が理事となる。複数校ある場合、寄附行為により一人又は数人とすることができる。

（意見）校長理事制度は、教学を経営に反映させるために必要である。いわゆる「1号理事」である校長は、校長であることが理事の根拠であるため、校長を解任された場合は理事職を失うと考えられる。しかしながら、理事と校長の適格性は必ずしも一致しない場合もあり、理事職のみの解任が生じることは十分に考えられる。

- 1-6 評議員のうちから理事を選任するという評議員理事の制度について、兼職の解消を目指すべきか。

※現行は、評議員のうちから選任された者が理事となる。

（意見）理事会と評議員会との適切な連携により法人運営の風通しが良くなると考えるため、評議員理事制度を認めるべきと考える。現行法では、理事と評議員の兼務者が、それぞれの会において過半数を占めないよう配慮されており、仮に兼職を解消した場合、一部の理事の意見に偏った機関となることが懸念される。

（3）任期

- 1-7 任期について、教育研究の特性から短絡的な評価になりすぎないように4年を上限に寄附行為で定め、かつ、監事・評議員の任期を超えないようにしてはどうか。

※現行は、特に規定がない（寄附行為の記載事項）。

(意見) 理事の任期は各学校法人の特性に合わせて定めるべきであり、法律に明記するのではなく寄附行為への記載事項と考える。仮に、ある一定の上限年数を定める場合は、各学校法人が寄付行為で定めるのであれば差し支えないと考える。

(4) その他

1-8 理事会議事録の作成義務を法律に明記すべきか。

※現行は、特に規定がない。

(意見) 議事録作成義務を法律に明記することについて、異論はない。

1-9 理事会における職務状況の報告、評議員会における説明要求事項の説明に関する理事の義務を法律に明記すべきか。

※現行は、特に規定がない。

(意見) 法律への明記については理解できるが、非常勤理事や校長理事などにも報告を義務付けた場合、理事以外の業務に支障が生じる恐れがあるため、寄附行為の記載事項とすることも考えられる。

1-10 上記以外に、理事・理事会の在り方について。

(意見) 現行法通りでよい。

2. 評議員会

(1) 評議員会の権限等

2-1 評議員会は、理事の選解任（評議員会が選任機関の場合）、理事の解任請求（評議員会以外の機関が選任機関の場合）、監事・会計監査人の選解任、寄附行為で定めた事項等を決議事項としてはどうか。

※現行は、予算及び事業計画、中期的な計画、借入金及び重要な資産の処分、報酬等の支給の基準、寄附行為の変更、合併、任意解散、収益を目的とする事業に関する重要事項が評議員会の意見聴取事項。これらについて、寄附行為をもって評議員会の議決を要するものとするができる。また、役員の一部免除は、評議員会の決議事項。

(意見) 現行の評議員会諮問事項を決議事項とした場合、善管注意義務と損害賠償責任を負うため、理事兼職以外の評議員にその責任が果たせるのか、また適任者を確保できるか甚だ疑問である。拙速に進めるのではなく、評議員会に独立性を持たせるなど、段階的な方策を議論する必要があるのではないか。

2-2 大臣所轄学校法人等の評議員会について、2-1に加えて、意見陳述の対象のうち一定の重要事項（寄附行為の変更、任意解散、合併、中期的な計画の作成又は変更、報酬等の支給の基準の策定又は変更）を決議・承認等の対象とする特例を設けることをどう考えるか。

(意見) 大臣所轄学校法人と地方公共団体所轄学校法人とで区別する場合は、区別するに足る理由を明確にする必要がある。例えば任意解散や中期計画の作成等について、所轄の違いで取扱いが変わるのは何故なのか説明ができるのか。重要事項を特例とする必要はなく、全ての学校法人は同じ法的義務と責任を負うべきである。

2-3 理事の選任（評議員会以外の機関が選任機関の場合）について、評議員会が選任機関に意見陳述できることとしてはどうか。

※現行は、理事の選任に関する評議員会の権限について特に規定がない。

(意見) 検討の余地はあると思うが、法人運営が阻害されないよう配慮する必要がある。

2-4 理事の解任（評議員会以外の機関が選任機関の場合）について、解任事由があるときには、選任機関が解任の権限を有することを前提に、まずは評議員会が選任機関に解任を請求することができることとしてはどうか。

※現行は、理事の解任に関する評議員会の権限について特に規定がない。

(意見) 評議員会以外の機関が選任機関の場合、理事解任に係る評議員会の権限は、意見陳述のみとすることが望ましい。過度な請求権発動により法人運営が阻害されないよう配慮する必要がある、評議員会の解任請求による権限強化や評議員が法的責任を負うことは避けるべきである。

2-5 監事が理事の法令違反等の行為の差止請求や理事の責任追及の訴訟提起の権限を有することを前提に、まずは評議員会が監事にそうした権限を行使するよう請求することができることとしてはどうか。

※現行は、法令違反等の行為の差止請求や理事の責任追及の訴訟提起の権限に関する評議員会と監事との連携について特に規定がない。

(意見) 評議員会の意見を、役員である監事はその判断の下、法的責任を果たすことは差し支えないと考える。ただし、過度な請求権の発動により法人運営が阻害されないよう配慮する必要がある。

(2) 選解任、適格基準

2-6 評議員の選解任は寄附行為の定めるところによることとし、理事・理事会による評議員の選任・解任も一定の規制（人数の上限）を設けた上で認めることとしてはどうか。

※現行は、職員（校長、教員を含む。）のうちから寄附行為の定めるところにより選任された者、卒業生（25歳以上）のうちから寄附行為の定めるところにより選任された者、その他寄附行為の定めるところにより選任された者。

(意見) 現行制度で問題ないと思うが、相互けん制の意味から寄附行為による一定の規制も検討の余地はある。

2-7 理事と評議員との兼職は、それぞれの役割の明確化のため解消すべきか。

※現行は、特に規定がなく、兼職を前提に評議員の最低員数(理事の定数の2倍超)が定められている。

(意見) 適切な学校運営を行うには情報共有や連携が必要であるため、理事会と評議員会にはそれぞれ一定数の兼職者が参画する方が良いと考える。現行法においても兼務者が、それぞれの会において過半数を占めないよう配慮されている。なお、理事兼職者が評議員として議論に参画することにより、卒業生や職員、その他の評議員の法人運営の理解を得ているが、参画しない場合は議論が深まらず、特にリスクを伴う改革を進める際に支障を来すことが想定される。ただし、兼職者の割合を減ずることについては、検討の余地はあると考える。

2-8 職員と評議員との兼職及び役員の子親者等の評議員就任は、人数の上限を設ける必要はないか。

※現行は、職員(校長、教員を含む。)のうちから選任された者が評議員に含まなければならない。役員の子親者等の就任については、特に規がない。

(意見) 職員と評議員の兼職は、現場の声を反映させるために必要である。ただし、人数の上限を設けることについては、検討の余地はあると考える。なお、役員の子親者等の評議員就任数については、ガバナンス上必要な事柄であるため上限を加えても良いと考えるが、寄附行為で定めることが適当と考える。

(3) 任期・員数

2-9 任期について、6年を上限に寄附行為で定め、理事の任期と同等以上としてはどうか。

※現行は、特に規定がない。

(意見) 任期は現行法の通り、当該法人の事情に合わせた上限を寄附行為に定めることが適当と考える。

2-10 評議員の員数については、理事と評議員との兼職を解消する場合には、理事の員数を超える数としてはどうか。

※現行は、理事の定数の2倍をこえる数。

(意見) 理事と評議員の兼職は、情報共有や連携をより良く行うために認めるべきである。なお、員数については、現行法においても、兼務者がそれぞれの会において過半数を占めないよう配慮されており、理事の定数の2倍を超える数で良いと考える。ただし、兼職が解消される場合は、理事の数の1名を超える数とすることが望ましいと考える。

(4) 評議員の義務・責任

2-11 評議員は、評議員会への監督機能の付与に伴い、権限の範囲内における善管注意義務と損害賠償責任を負うことを明確化してはどうか。

※現行は、特に規定がなく、解釈により民法が適用。

(意見) 評議員と評議員会の権限の範囲に寄るが、仮に評議員会に理事の選解任権や業務監督権を与えた場合は、当然、善管注意義務と損害賠償責任を負うべきである。権限が拡大した場合は、義務の拡大も必要である。ただし、その場合は評議員の人材確保が困難になることが想定されるため、十分に留意する必要がある。

2-12 評議員が不正行為や法令違反をした際に、監事は、その旨を所轄庁・理事会・評議員会に報告することとしてはどうか。そのような評議員については、所轄庁による解任勧告の対象としてはどうか。

※現行は、特に規定がない。

(意見) 監事の対応として適切である。ただし、所轄庁による解任勧告が必要かは疑問である。そのような場合は、理事会にけん制機能を持たせるか、理事会もしくは評議員会が解任する制度とすることが考えられる。

(5) その他

2-13 評議員会議事録の作成義務を法律に明記すべきか。

(意見) 議事録作成義務を法律に明記することは、差し支えない。

2-14 上記以外に、評議員・評議員会の在り方について。

(意見) 現行法通りでよい。

3. 監事

(1) 選任・解任、適格基準

3-1 監事の選解任は、評議員会が行うこととしてはどうか。

※現行は、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

(意見) 評議員会が監事の選解任を行ったとしても、監事の独立性を保つことは難しいと考える。まずは、監事が独立した意思決定ができる環境の整備について検討する必要があるのではないか。仮に、評議員会が監事の選解任を行う場合は、評議員会の法的責任を明確にした上で、理事会または理事長の同意を得ることが必要と考える。

3-2 役員の近親者等は、監事への就任を禁止としてはどうか。

※現行は、理事、評議員、職員との兼職は禁止されている一方で、役員の近親者等については、1人を上限に就任可能。

(意見) 役員の近親者等の監事就任を禁止とすることについて、異論はない。

3-3 監事の解任について、解任事由をどう考えるか。

※現行は、特に規定がない。

(意見) 監事の解任は、評議員会の意見聴取の上、理事長が解任することで問題ないと考える。解任事由は寄附行為で定めることが適当であるが、業務執行が円滑に行えるよう、無暗に解任されない制度を整備する必要がある。

(2) 任期

- 3-4 任期について、4年を上限に寄附行為で定め、理事の任期と同等以上としてはどうか。
※現行は、特に規定がない。

(意見) 理事の任期と同等以上とすることに異論はないが、法律に明記するのではなく寄附行為への記載事項と考える。

(3) その他

- 3-5 監事が理事の法令違反等の行為の差止請求や理事の責任追及の訴訟提起の権限を有することを前提に、評議員会が監事にそうした権限を行使するよう請求することができることとしてはどうか。【2-5 再掲】

※現行は、法令違反等の行為の差止請求や理事の責任追及の訴訟提起の権限に関する評議員会と監事との連携について特に規定がない。

(意見) 監事が評議員会に意見聴取を行い、法的義務を執行する制度で問題ないと考える。ただし、評議員会の過度な請求権の発動により、法人運営が阻害されないよう配慮する必要がある。

- 3-6 特に大規模な大臣所轄学校法人等においては、常勤監事を定めなければならないこととしてはどうか。

※現行は、特に規定がない。

(意見) 常勤監事の必置によって監事の独立性が完全に図られるとは考え難いため、各学校法人の実情に合わせて寄附行為に定めることが望ましい。また、学校法人における「大規模」の定義を明確にする必要があり、大規模地方公共団体所轄学校法人についても検討する必要があると考える。

- 3-7 評議員が不正行為や法令違反をした際に、監事は、その旨を所轄庁・理事会・評議員会に報告することとしてはどうか。【2-12 再掲】

(意見) 適切であると考えますが、所轄庁への報告は重大事案に限定するかなどの検討が必要である。また、評議員と監事が共謀し、学校法人の運営を阻害する可能性もあるため、防止策が必要と考える。

- 3-8 これまでの改正においても監事の機能強化がなされてきているが、上記以外に、監事の在り方について。

(意見) 監事機能強化については、段階的に行うことが望ましいと考える。

4. 会計監査人

4-1 大臣所轄学校法人等において、会計監査人を新たに学校法人の機関として設置を義務付けてはどうか。

※現行は、特に規定がないが、私学振興助成法に基づき会計監査は受けている。

(意見) 学校法人の規模や所轄庁に関わらず、会計監査人の義務付けは望ましいことと考えるが、大臣所轄学校法人であっても小規模法人が多い短期大学法人の財政事情も考慮する必要がある。なお、基本金の額等によって設置を義務付けるということも考えられるのではないか。

4-2 会計監査人の選解任は、評議員会が行うこととしてはどうか。

※現行は、特に規定がない。

(意見) 監事と同様、理事会にて選任し理事長が委嘱することが望ましい。なお、評議員会の意見聴取は行うべきと考える。また、仮に評議員会が選解任を行う場合は、評議員会の法的責任を明確にした上で、理事会または理事長の同意を得ることが必要と考える。

4-3 その他会計監査人の在り方について。

(意見) 会計監査人の義務付けは、多大な経費を伴うため慎重に検討する必要がある。なお、監事の財務監査業務を会計監査人が負担する場合、監事との間に利益相反があってはならないため、選任基準を定めなければならないと考える。

5. 内部統制システムの整備

5-1 大臣所轄学校法人等において、内部統制システムの整備を義務付けるかなど内部統制システムの整備の在り方について。

※現行は、特に規定がない。

(意見) 学校法人の規模や所轄庁に関わらず、内部統制システムを整備することは望ましいが、整備の在り方について検討されていない。まずは在り方について明示する必要があるのではないか。

6. 事業活動実態に関する情報開示

6-1 大臣所轄学校法人等における財務情報及び事業報告書の開示について、どのような方法での開示が望ましいか。

※現行は、大臣所轄学校法人については、インターネットによる公表が各法人に義務付け。

(意見) 現行法の通りで問題ないと思うが、本来、情報開示は学校法人の規模や所轄庁に関わらず行うべきものであり、全ての学校法人にインターネットによる公表を義務付けることが望ましいと考える。

7. その他

(1) 子法人の在り方

7-1 子法人の設立・出資に係る手続や情報開示の在り方、子法人を監事・会計監査人の調査対象とできるようにするかなどについて。

※現行は、特に規定がない。

(意見) 調査対象とすることに異論はないが、学校法人における子法人を定義した上で検討すべきと考える。

(2) 過料・刑事罰の在り方

7-2 理事会及び評議員会の議事録や会計帳簿の作成・保存の違反や閲覧拒否に関する過料を新設すべきか。

※現行は、特に規定がない。

(意見) 理事会及び評議員会の議事録や会計帳簿の作成・保存の違反や閲覧拒否に関する過料の新設を私立学校法に定めるべきなのか疑問もあるが、ガバナンス強化の観点から一定の過料について検討を行うことは必要とも考える。

7-3 役員等による特別背任、目的外の投機取引、贈収賄及び不正手段での認可取得について、近年の様々な不祥事を踏まえ、学校法人の役員の職務の公正の確保と、これに対する社会一般の信頼を得るために他の公益法人制度における取扱いに合わせて刑事罰を新設すべきか。

※現行は、特に規定がない。

(意見) 不祥事防止の強化のため、一定の刑事罰を新設することについて検討するべきではあるが、私立学校法に定めるべきなのか等については慎重に考える必要がある。

(3) 寄附行為の名称

7-4 「寄附行為」との名称は、学校法人が私人の寄附財産等により設立・運営されることを示す意義に鑑み維持してはどうか。

※現行は、「寄附行為」との名称。

(意見) 「寄附行為」という名称は、建学の精神を実現するため私人の寄附によって設立されたことを象徴し、私学の成り立ちを表現している。会社等とは設立の趣旨や目的、考え方が異なるため、「定款」とすることは受け入れ難い。「寄付行為」の名称変更はすべきでない。